

を發揮し得るよう努める。

- (二) 教育相談活動の充実を図り、生徒理解の深化に努め、生徒を多面的に理解し、生徒が当面する諸課題への対応に努める。
- (三) 自己実現を図り、集団へよりよく適応するよう、学校生活への適応指導に努める。

### 三 集団生活における規律の維持向上に努める

- (一) 基本的生活習慣の確立に努め、ルール遵守の気風を醸成し集団生活における秩序と規律の維持に努める。
- (二) 生徒の自主活動を通じ、集団への所属意識や連帯感を高めるとともに自主的・自律的生活の推進を図る。

### 四 家庭及び中学校との連携を密にし、地域ぐるみの生徒指導の推進を図る

- (一) 家庭に対しては、学校の教育目標や指導方針について理解と協力を得るとともに、家庭教育の充実を図るための啓発に努める。
- (二) 中・高連携の組織や方法に改善を加え、相互の信頼関係に基づく中・高一貫の生徒指導の推進を図る。
- (三) 地域の関係諸機関・諸団体との連携を密にし、地域におけるすべての学校のあらゆる生徒を対象とした指導体制の整備に努める。
- (四) 地域ぐるみの補導活動や研修活動の充実を図るとともに、環境浄化活動や生徒の社会参加活動の推進にも

努める。



## 養護教育

心身に障害をもつ児童生徒に対して適切な教育の場と機会とを確保し、可能な限り社会参加・自立を推進するため、重点施策として「社会参加をめざす養護教育の推進」を設定した。この実現を図るため、適正就学の推進、基礎学力の向上等に一層努めるとともに児童生徒の障害の状態及び発達段階に応じて適切な教育が行われるよう次の七つの項目を柱とした指導の重点を設定した。

### 一 教育課程の改善・充実

#### 1 教育課程及び指導一般

- (1) 教育課程は、新学習指導要領の趣旨、自校の教育目標を踏まえ、小・中・高一貫した教育方針を明確に設定し、児童生徒一人一人の障害の状態

態及び発達段階に応じた編成に努める。

- (2) 指導計画は、児童生徒の心身の障害の多様化に対応した教育の一層の充実を図るため、指導内容を精選し指導形態及び指導方法を工夫して適切に計画する。
- (3) 指導に当たっては、児童生徒の自主的、主体的な学習活動を重視するとともに、基礎的・基本的事項を明確にし、確実に習得させるよう適切な指導に努める。
- (4) 評価に当たっては、評価の対象、観点及び評価の手立てを明確にし、指導と評価の一本化を図り、教育課程の改善・充実に努める。

#### 2 道徳教育

- (1) 道徳性を高めるため、学校・家庭・施設が共通理解のもとに具体的目標を設定し、連携を密にして指導に当たれるよう努める。
- (2) 指導計画は、道徳教育の目標や内容を明確にし、児童生徒の障害の状態及び発達段階に応じた重点的な指導が展開できるよう全体計画や年間指導計画の作成に努める。
- (3) 「道徳の時間」の指導計画は、各教科、特別活動及び養護・訓練との関連を図り、道徳の実践力の育成が図られるよう作成する。
- (4) 「道徳の時間」においては、ねらいに合った深まりのある学習が展開されるようするため、ねらいに合った資料の選択をするとともに、適切な発問を工夫し、指導の充実を図る。

#### 3 特別活動

- (1) 指導計画は、少人数から生じる種々の制約に配慮し、各学校の創意を生かし、児童生徒の主体的、自治的な実践活動が展開されるよう作成する。
- (2) 学校行事計画は、児童生徒の障害の状態及び発達段階並びに施設等の実情を考慮して行事を精選し、児童生徒の負担過重にならないよう作成する。
- (3) 学校給食の指導に当たっては、楽しい食事の中で、基本的生活習慣の形成を図る工夫を計画的、継続的に行う。

#### 4 養護・訓練

- (1) 指導計画は、個々の児童生徒の心身の調和的発達の基盤を培うため、障害の状態及び発達段階に即した具体的な個別計画になるよう作成する。
- (2) 養護・訓練の指導においては、専門医及び養護・訓練に関する専門的な知識や技能を有する教師との連携を図り、全教職員の協力体制のもとに、適切な指導が行われるよう努める。
- (3) 「養護・訓練の時間」の指導に当たっては、児童生徒が興味をもって意欲的に取り組むことができるよう指導方法を工夫する。